

～公民館の運営に皆さんの声を～

郡山市立公民館運営審議会
委員を公募します



ターゲット: 4.7

令和2年4月1日

郡山市教育委員会

中央公民館

担当: 稲田 浩充

TEL: 934-1212

SDGs ターゲット 4.7「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を修得できるようにする」

郡山市内の公民館運営に市民の皆様のご意見を反映させるため、郡山市立公民館運営審議会の委員を公募します。

- 1 募集期間 4月2日(木)～4月27日(月)
- 2 募集人員 3名程度
- 3 応募資格
 - (1) 郡山市に引き続き1年以上住民登録し居住している方
 - (2) 応募時の年齢が20歳以上の方
 - (3) 公募する日において本市の附属機関等の委員として在任していない方
 - (4) 過去に本審議会の公募委員として在任したことがない方
 - (5) 国・地方公共団体の議員や公務員でない方
 - (6) 会議(平日開催)に出席できる方
 - (7) 市税等を滞納していない方
- 4 任 期 委嘱の日から令和4年5月31日まで
- 5 報酬等 市の規定の報酬及び旅費
- 6 応募方法

次の「(1) 応募用紙」及び「(2) 小論文」をメール、FAX、郵送(4月27日必着)、又は持参してください。

※ 様式は(1)、(2)とも任意ですが、市ウェブサイトからダウンロードして使用することもできます。

※ 応募費用は本人負担で、応募いただいた書類は返却しません。

 - (1) 応募用紙(次の事項を記載した書類)
 - ①氏名(ふりがな)、②生年月日、③住所、④性別、⑤電話番号、⑥略歴(職業・職歴)、⑦応募動機、⑧自己PR
 - (2) 小論文「郡山市の公民館に関する考え方」について(800字程度)
- 7 応募先 〒963-8876 郡山市麓山一丁目8-4 郡山市立中央公民館
E-mail: chuuou-pub@city.koriyama.lg.jp FAX: 024-934-1209
- 8 選考方法 小論文及び面接により選考します。
審査結果等については、本人宛に通知します。
委員として選考された場合、氏名、性別などが公表されます。



このQRコードからアクセスできます

<郡山市立公民館運営審議会>

社会教育法第29条に基づき、郡山市内の公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について、審議を行っております。委員は、学識経験者、教育関係者、公民館利用者等で構成し、任期は2年。